住所　兵庫県洲本市宇原647番地1
申賈祐希　昭和37年2月6日生
姜遵一　平成2年9月11日生
姜潤　平成6年3月1日生
住所　神戸市北区道場町日下部1722番地
鄭理絵　昭和55年6月27日生
住所　兵庫県西宮市大井手町10番19―203号
林美希　昭和56年1月30日生
住所　大阪市西淀川区大野1丁目7番20号
金泰浩　昭和50年12月4日生
住所　大阪府生野区桃谷3丁目10番11号
李宣哲　昭和59年9月19日生
住所　大阪府東大阪市大蓮東5丁目5番16号
趙京子　昭和33年11月5日生
住所　大阪府柏原市玉手町6番68号
趙良枝　昭和38年12月18日生
住所　大阪府東大阪市御厨中1丁目6番14号
李相壎　昭和23年4月2日生

○外務省告示第五百五十六号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十一年十二月十日

外務大臣　岡田　克也

記

一　ロシア連邦大使館周辺地域

期間	地域
平成二十一年十二月十八日から平成二十二年十二月十七日まで	東京都港区 麻布台一丁目 麻布台二丁目 麻布台三丁目 麻布狸穴町 麻布永坂町 東麻布一丁目（一番から二十九番まで） 東麻布二丁目（一番から三十三番まで） 東麻布三丁目（一番から八番まで） 芝公園三丁目（六番） 芝公園四丁目（一番から五番まで） 虎ノ門五丁目 六本木三丁目（十六番から十八番まで） 六本木五丁目（十二番から十八番まで） 麻布十番一丁目（一番から四番まで）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれら道路の区間に接する交差点。ただし、都道三〇一号線（愛宕下通り）の部分を除く。

二　ロシア連邦通商代表部周辺地域

期間	地域
平成二十一年十二月十八日から平成二十二年十二月十七日まで	東京都港区 高輪三丁目（九番から十三番まで） 高輪四丁目 東京都品川区 北品川六丁目 東五反田三丁目

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、国道一号線（桜田通り）、都道環状六号線及び国道十五号線（第一京浜国道）の部分を除く。

三　在札幌ロシア連邦総領事館周辺地域

期間	地域
平成二十一年十二月十八日から平成二十二年十二月十七日まで	北海道札幌市中央区 南十二条西九丁目 南十二条西十丁目 南十二条西十一丁目 南十二条西十二丁目 南十二条西十三丁目 南十二条西十四丁目 南十三条西九丁目 南十三条西十丁目 南十三条西十一丁目 南十三条西十二丁目 南十三条西十三丁目 南十三条西十四丁目

四　在大阪ロシア連邦総領事館周辺地域

期間	地域
平成二十一年十二月十八日から平成二十二年十二月十七日まで	大阪府豊中市 西緑丘一丁目 西緑丘二丁目（一番から六番まで及び八番） 少路一丁目（主要地方道大阪中央環状線、高速国道中国縦貫自動車道及び村町橋の部分を除く。） 少路二丁目 桜の町七丁目（五番から十一番まで） 向丘一丁目 向丘二丁目

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

南十四条西九丁目
南十四条西十丁目
南十四条西十一丁目
南十四条西十二丁目
南十四条西十三丁目
南十四条西十四丁目
南十五条西九丁目
南十五条西十丁目
南十五条西十一丁目
南十五条西十二丁目
南十五条西十三丁目
南十五条西十四丁目
南十六条西九丁目
南十六条西十丁目
南十六条西十一丁目
南十六条西十二丁目
南十六条西十三丁目
南十六条西十四丁目
南十七条西九丁目
南十七条西十丁目
南十七条西十一丁目
南十七条西十二丁目
南十七条西十三丁目
南十七条西十四丁目

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、主要地方道大阪中央環状線、高速国道中国縦貫自動車道及び村町橋の部分を除く。

○外務省告示第五百五十七号

アジアそ菜研究・開発センター憲章の一部は、その第十一条第七項の規定に従い、次のように改正された。

（平成二十一年五月二十二日付けアジアそ菜研究・開発センター所長書簡）

平成二十一年十二月十日

外務大臣　岡田　克也

一　第一条第一項を次のように改める。

第一項　アジアそ菜研究・開発センター（以下「センター」という。センターは、実行可能な場合には、作業用の名称として世界そ菜センターとも称することができるものとする。）は、世界的なそ菜の生産、流通及び利用を促進することを目的として設立される研究及び開発のための自治、博愛及び非営利の機関である。ただし、センターの活動は、アジアにおけるものを引き続き含むものとする。

二　第一条第三項中「技術顧問団」を「執行委員会」に改める。

三　第一条第四項中「構成国において」を「構成国及び他の開発途上国において」に改める。

四　第一条第四項中「センターは、センターが正式に設立された後一年以内に、温帯に適した品種のそ菜に関する研究活動及び開発活動を行なうため少なくとも一のセンター支部又は試験農場の設置を開始する。」を削る。

五　第二条第一項中「参加する」を「指名された代表を出す」に改める。

六　第二条第二項中「拠出を行なわない構成員は、理事に選出されることはないが、オブザーバーとして参加することができる。」を削る。

七　第三条第一項を次のように改める。

第一項　センターは、そ菜の研究及び開発に関する次のいずれか又はすべての目的を追求する。

1　生産及び流通の計画に関する研究を行い、かつ、参加国が自国の応用研究計画を開発することを援助すること。